

青森県報

号外第七十八号

平成十六年
十月十五日
(金曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

コイの持出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示…

海 区 漁 業
調 整 委 員 会
事 務 局
… 一

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のように制限する。

平成十六年十月十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 武 尾 善 藏

一 コイの持出し禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域（水面に設置した工作物等により、コイの湖上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、青森県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持出ししてはならない。

なお、指定水域の範囲については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りでない。

二 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。

1 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

2 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

3 PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

三 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

四 指示期間

告示の日から平成十七年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭